

(別紙 1)

漁業用燃油高騰対策についての補てん額の試算

1 A重油

- ・全漁連系統A重油価格の推移

年月日	価格 (円/Kℓ)	値上げ幅 (円/Kℓ)
平成 17 年 9 月 1 日 (前回の高騰対策時)	66,000	—
平成 19 年 12 月 1 日 (今回の高騰対策)	85,800	19,800
平成 20 年 4 月 1 日	92,800	7,000
平成 20 年 5 月 1 日	95,800	3,000
平成 20 年 6 月 1 日 (最新)	106,800	11,000

(全漁連聞き取り)

現在と平成 17 年との差…40,800円/Kℓ (40.8円/ℓ)

・平成 17 年 9 月時点からの上昇分 1ℓ当たり 41 円を補てんする場合、漁業用 A 重油使用量 173 万 kℓ を乗じると、所要額は約 709 億円。

- ・消費税相当額 (5.3 円/ℓ) を還付する場合、所要額は約 92 億円。

A 重油所要額計…約 801 億円

2 軽油

軽油も A 重油と同額値上げされている。

・A 重油と同様に 1ℓ当たり 41 円を補てんする場合、軽油使用量 42 万 kℓ を乗じると、所要額は約 172 億円。

- ・消費税相当額 (7.5 円/ℓ) を還付する場合、所要額は約 32 億円。

軽油所要額計…約 204 億円

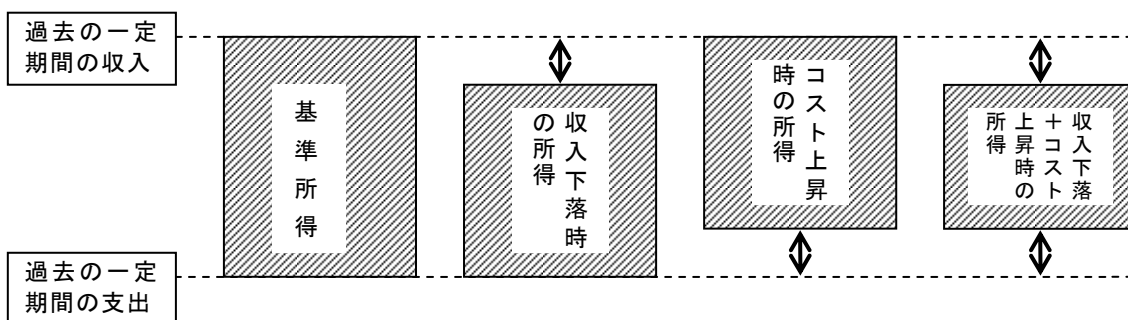
(別紙2)

「漁業所得補償制度」(仮称)の考え方としくみ

漁業者は、「国民の共有財産」である水産の資源管理を行い、国民への食料安定供給の責務を担っている。

このため、民主党「農林漁業・農山漁村再生に向けて～6次産業化ビジョン～」において、水産資源管理の強化と漁業経営の活性化を図る観点から、個別の漁業者ごとに漁獲可能量の割当(個別TAC)を設定するとともに、「資源管理計画」に即した漁業生産を推進し、そのいずれかの対象となる漁業者に対して、「漁業所得補償制度」(仮称)を導入することとする。

1. 制度の名称： 「漁業所得補償制度」(仮称)
2. 目的： 資源管理の強化と漁業経営の安定化
3. 対象者： 個別TACの対象となる漁業者及び
「資源管理計画」に即した生産を行う漁業者
4. 制度導入の理由： 「国民の共有財産」である水産の資源管理を行い、国民への食料安定供給の責務を担っていることにかんがみ、漁業経営所得を補償する。
5. 支払い： 過去の一定期間の収入と経営費(コスト)の差を「基準所得」として、「基準所得」を下回った場合に、相当する部分(下図 ↓ 部分)を支払う。



6. 所要額： 過去の漁業所得の推移から、約1,000億円で設計。

(別紙3)

漁業所得補償 所要額の試算例

◆「海面漁業生産所得」*1に基づく試算

*1: 海面漁業(遠洋・沖合・沿岸・捕鯨)及び海面養殖業を合わせた総生産所得の数値を、生産額の割合に応じて案分し、海面漁業生産所得と仮定した。

海面漁業生産所得の推移(億円)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
海面漁業 生産所得	6,541	6,001	5,987	5,553	4,831	5,035	4,980

資料:『漁業・養殖業生産統計年報(平成17年)』を基に、*1の仮定の下に試算。

5年間の平均と平成17年との差(億円)

5年平均		H17	5年平均-H17
H13~H17	5,277	4,980	(297)
H12~H16	5,481		501
H11~H15	5,782		802

⇒1千億円規模として制度を設計。

・元にしたデータには、「沿岸漁業層」*2、「中小漁業層(動力船10トン以上1,000トン未満)」、「大規模漁業層(動力船1,000トン以上)」が含まれている。

*2: 沿岸漁業層=ここでは、漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地引網の総称。

・対象となる漁業層は「沿岸漁業層」に加え、「中小漁業層」の一部とする。具体的にどの階層までをこの制度で扱うかについては検討。

・なお、この制度の対象外とする「中小漁業層」の一部及び「大規模漁業層」については、現行の漁業共済制度に替えて、新たな収入保険制度の導入を検討。

民主党 農林漁業・農山漁村再生に向けて

～6次産業化ビジョン～（抜粋）

4. 漁業・水産業の活性化のため改革に関する方針

（1）改革の目標～資源管理の強化と漁業経営の安定化～

- ① 水産資源について、特に「排他的経済水域」の水産資源は「国民共有の財産」として位置付け、そうした基本理念を前提に漁業法をはじめ関係する法律を整理する。
- ② 違法・無報告・無規制（IUU）漁業の根絶を図るとともに、水産資源の状況と漁獲努力とのバランスを確保する等適正な資源管理を実施する。
- ③ 安全・安心な水産物の確保、IUU漁業の根絶等水産資源の管理強化の観点から、生産から消費までのフードチェーンにおけるトレーサビリティ・システムを導入する。
- ④ 水産資源の管理の前提となる漁業経営の安定化と漁村の活性化を確保する。

（2）改革の基本方向

ア 個別TAC制度の導入等資源管理の強化

- ① 適正な資源管理を確保するため、現行制度の抜本的改革に取り組み、一定期間（5年）経過後に完全実施する。
- ② すなわち、生物学的許容量（ABC）を設定し、それを限度に総漁獲可能量（TAC）を設定する。また、ABCを設定できないもの等は、「資源管理計画」の基準を設定する。
- ③ 総漁獲可能量を設定しているものは個別漁業者毎の漁獲可能量の割当（個別TAC）を行い、「資源管理計画」の基準を設定しているものは漁業者団体又は漁村集落毎に「資源管理計画」を策定する。併せて、個別TACについては「衛星船舶監視システム」、「電子業務日誌」（漁獲に関連する情報の入力）の義務付け等資源管理の実効性を担保するための措置を実施する。
- ④ 水産資源の回復と多面的機能の発揮のため、森林の保全・整備を推進するほか、「海の森構想」等の事業を積極的に展開して、藻場、干潟の造成を推進する。

イ 水産に関するトレーサビリティ・システムの導入

- ① 適正な資源管理を実施している経営者の水産物であり、安全・安心であることを担保する観点から、水産に関するトレーサビリティ・システムを導入する。
- ② 輸入水産物について、国産と同程度の資源管理を行っているものの輸入を許容することにより、IUU漁業の根絶を図る。

ウ 漁業所得補償制度の導入等による漁業経営の安定化

- ① 個別TACの対象となる漁業者又は「資源管理計画」に即した生産を行う漁業者は、「国民の共有財産」である水産の資源管理を行い、国民への食料安定供給の責務を担っていることにかんがみ、漁業経営所得を補償する。
- ② 漁業経営の特性を踏まえ、漁業収入と経営費との差額を基本とする交付金を交付する。制度の具体的在り方は、財源論に加え、漁業実態の観点から、「収入保険制度」（又は「所得保険制度」）との比較検討を行った上で、決定する。
- ③ 適正な資源管理を行う上で必要となる「休漁」、「減船」については、漁業所得補償の水準をベースに補償を実施する。

エ 漁村集落の活性化

漁村集落が行う海の清掃、稚魚の放流等の取組に対して、多面的機能の発揮の観点から、「漁村集落直接支払」（仮称）を実施する。